

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和6年12月31日まで)

秋本少安第842号 地第261号
捜一第270号

令和元年12月3日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの強化について（通達）」（平成21年4月21日付け秋本生企第212号、地第178号、少第134号、捜一第151号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、依然として子供や女性が被害者となる性犯罪等が発生している現状を踏まえ、各所属においては、下記のとおり子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を強力に推進されたい。

なお、旧通達は、12月31日をもって廃止する。

記

1 趣旨

全国的に子供が被害に遭う凶悪事件が後を絶たないほか、性犯罪目的から女性が殺害される事件等も依然として発生している。同種犯罪は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせている。

これら被害者等の心身や社会に与える影響の重大性に鑑みると、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階で迅速・的確に対処し、未然防止を図ることが特に重要である。

したがって、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に対しては、その行為者を特定し、検挙又は指導警告措置を講ずる活動（以下「先制・予防的活動」という。）により、性犯罪等の未然防止を図るものである。

2 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集及び分析の強化

警察が把握するに至っていない声掛け、つきまとい等の前兆事案については、いまだに相当数あると思料されることから、これら事案を把握する活動を強化すること。

把握した声掛け、つきまとい等については、被害者からの事情聴取、現場周辺での聞き込み等により行為者の特定につながる情報の収集に努めるとともに、行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

(2) 声掛け等に対する的確な警告措置等の推進

情報分析の結果に基づき、効率的かつ効果的なよう撃、行動確認等を行い、行為者の特定に努め、行為者を特定した場合には、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するとの観点から、的確に検挙又は指導・警告措置を講ずること。

(3) 関係部門との連携の確保

地域部門を始めとする各部門における各種活動を通じて把握に至る声掛け、つきまとい等の情報にも適切に対応する必要があることから、これら関係部門と連携した情報の収集に努めること。また、先制・予防的活動は、刑事部門における性犯罪等の捜査活動と密接に関連していることから、同部門との情報共有等緊密な連携も確保すること。